

## 平成26年第7回横手市議会12月定例会会議録

---

### 議事日程（第1号）

平成26年11月25日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長報告について
- 第 4 市長の当面の市政運営についての所信説明
- 第 5 諮問第 10号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 諮問第 11号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 諮問第 12号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 報告第 50号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 9 報告第 51号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第10 報告第 52号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第11 同意第 5号 教育委員会委員の任命について
- 第12 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度横手市一般会計補正予算（第5号））
- 第13 議案第141号 横手市行政組織条例等の一部を改正する条例
- 第14 議案第142号 横手市表彰条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第143号 横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第144号 横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第145号 横手市森林総合研究所旧農用地整備公団事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例
- 第18 議案第146号 横手市公有林野等分収造林条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第147号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
- 第20 議案第148号 平成26年度横手市一般会計補正予算（第6号）
- 第21 議案第149号 平成26年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第150号 平成26年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第151号 平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第152号 平成26年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第153号 平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第154号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）

- 第27 議案第155号 平成26年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
第28 議案第156号 平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第4号）  
第29 議案第157号 平成26年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）  
第30 議案第158号 平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 

#### 本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

---

#### 出席議員（26名）

1 番	高橋 和樹	2 番	佐藤 徳雄
3 番	立身 万千子	4 番	斎藤 勇
5 番	小野 正伸	6 番	遠藤 忠裕
7 番	土田 百合子	8 番	寿松木 孝
9 番	播磨 博一	10番	青山 豊
11番	加藤 勝義	12番	奥山 豊和
13番	本間 利博	14番	菅原 正志
15番	土田 祐輝	16番	佐藤 清春
17番	佐藤 忠久	18番	塩田 勉
19番	佐々木 喜一	20番	佐藤 誠洋
21番	高橋 聖悟	22番	木村 清貴
23番	阿部 正夫	24番	齋藤 光司
25番	菅原 惠悦	26番	佐々木 誠

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者（30名）

市 長	高橋 大	副 市 長	佐藤 良吉
副 市 長	藤本 和宏	教 育 長	伊藤 孝俊
総務企画部長	石山 清和	財 務 部 長	小丹 茂樹
市民生活部長	小川 良平	健康福祉部長	佐野 司
農 林 部 長	佐々木 隆	商工観光部長	浮嶋 伸

建設部長	遠藤久志	上下水道部長	高橋実
教育総務部長	柴田恒宏	教育指導部長	高橋成浩
消防長	伊藤弘明	市立横手病院 事務局長	佐藤正弘
市立大森病院 事務局長	金澤和彦	総務企画部次長 兼人事課長	渡部幸伸
総務企画部次長 兼秘書広報課長	小田嶋利宏	総務企画部長	佐藤均
総務企画部 経営企画課長	村田清和	財務部次長 兼財政課長	三浦淳
横手地域局長	武田浩一	増田地域局長	阿部仁
平鹿地域局長	高橋嘉	雄物川地域局長	杉山哲
大森地域局長	高橋征徳	十文字地域局長	松本和弘
山内地域局長	加賀谷秀昭	大雄地域局長	小松田文夫

---

**事務局職員出席者**

事務局長	皆川規和	主幹	村上伸夫
副主幹	菅原ゆかり	議事調査係長	長瀬肇
議事調査係主査	松井尊臣		

◎開会及び開議の宣告

○木村清貴 議長 おはようございます。

ただいまから平成26年第7回横手市議会12月定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○木村清貴 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、18番塩田勉議員、19番佐々木喜一議員を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○木村清貴 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月10日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は16日間と決定いたしました。

---

◎議長報告について

○木村清貴 議長 日程第3、議長から議長報告、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されたので、お手元に配付しております。

---

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○木村清貴 議長 日程第4、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 おはようございます。

安倍首相は、国民生活に直結する消費税に関しまして、政府の方針である来年10月の税率10%への引き上げを1年半先送りすることで、景気回復を実現した上での消費増税を表明いたしまして、先週21日に衆議院を解散し、総選挙を12月2日公示、14日投票日とすることに踏み切りました。

経済政策であるアベノミクスの是非が最大の焦点となります。国の姿が大きく変わる分岐点になり得る大事な選挙となるため、国民の皆様の理解を求め、信任を得ようとするものでございますが、市民の皆様におかれましては、ぜひ投票所に足を運んでいただきたく存じます。

それでは、所信説明のほうに移らせていただきたいと思います。

平成26年12月横手市議会定例会の開会に当たりまして、市政運営に関する基本的な考えとして所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、豊かな田園地帯である当市は、台風などの自然災害の影響をほとんど受けることなく、実りの秋を迎えることができました。

しかしながら、農家の皆様が丹精込めて生産された米の価格が大幅に下落したことは、農業経営を直撃することとなるため、早急にこの対策を講じているところでございます。

さて、黄金色に実った稲の刈り取りが最盛期を迎えたころ、「第29回国民文化祭・あきた2014」が開幕し、全国各地からの出演者や多くの観覧者とともに、市民の皆様も全国の伝統と文化、そして横手の秋を堪能していただいたことと存じます。

また、開幕前日の10月3日には皇太子殿下が当市をご訪問され、昨年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された増田のまち並みをご視察になられたことは、当市にとって大変ありがたく、横手を広く知っていただく大変よい機会となりました。

さて、国は人口の急減や超高齢化という直面する大きな課題に対して、政府一体となって取り組む、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、人口を維持するための長期ビジョンと、制度や政策を総点検し、改革を実施するための5カ年計画である総合戦略を、年内に取りまとめることとしております。具体的にどんな政策立案になるかは、まだ明らかにされておりませんが、地域がそれぞれの特長を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、さまざまなプランが練られているようであります。

なお、地方の実情は千差万別であるため、国が一律の政策を押しつけるものではなく、地方自身がやる気やアイデアを出し、国はさまざまな形でそれを支援するとしております。当市においても、これまで予算や時期など、さまざまな理由で実行に至らなかったプランや構想を掘り起こすとともに、新たなプランをつくる必要もあると考えております。

このような中、職員による人口減少対策プロジェクト会議を立ち上げ、結婚や子育てなどの少子化対策、そして就労や雇用、移住対策をテーマに議論しており、他の自治体の優良事例などを参考に、それぞれの課題も見えてきたことから、具体的な提案などをもとに、さまざまな形で検討しているところであります。

私自身、昨年の就任から1年を経過したところでございますが、当市における諸課題について、国や県に対し積極的に働きかけを行うなど、スピード感を持って取り組んだほか、日ごろから市民の皆様や市議会議員の皆様とのコミュニケーションを大切にすることを、常に念頭に置きながら市政運営に努めてまいりました。今後も市民の皆様、横手市議会議員の皆様とともに、横手市のスタイルをつくり上げていくためにも、まちづくりに向けた新たな組織体制と予算編成で取り組みたいと考えます。

まず、新たな施策などへの取り組みについてでございますが、1点目は組織機構の再編についてござ

います。

今年度の組織機構再編では、農林部と商工観光部の新設及び市長室を横手庁舎へ移転したところではありますが、さまざまな政策課題に的確に対応し、地域価値の創造にさらに取り組むためには、引き続きよりよい組織のあり方を模索し、改善に向けた不断の見直しが必要であると考えます。

来年度に向けた組織機構の再編に当たりましては、合併特例期間の終了による普通交付税の大幅な減額や職員数の適正化などを見据え、限られた経営資源の中で平成28年度からスタートする新たな総合計画を、いかに着実に推進していくかという点に主眼を置いた内容としております。

具体的には、企画部門と財政、管財部門を包含し、新たな行財政システムや、現在策定作業中の新たな総合計画の推進役となる総合政策部を置き、また、各地域局を所管しながら「スポーツ立市よこて」を具現化するためのスポーツ振興や、まちづくりと連動した芸術文化振興などの施策を総合的に進めるまちづくり推進部を設置いたします。

このほか、農林部には農産物のブランド力の向上と6次産業化や食育の推進などに視点を置いた農業ブランド創造課を、また、商工観光部には横手の魅力を余すことなく内外に発信しながら、横手製品の販売力の強化や販路開拓へつなげる、横手の魅力営業課の設置などが主な内容となっております。

なお、この組織機構の再編に関する条例の一部改正案を今議会に提案しております。

2点目の平成27年度予算編成方針についてでございますが、現行の総合計画の最終年度であることを踏まえ、市の将来像である「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」を目指すとともに、平成28年度からスタートする新たな総合計画に向けた橋渡しとする予算と位置づけております。

平成27年度には、普通交付税の合併算定替特例が終了し、平成28年度から普通交付税の大幅な減額が始まると見込んでおります。そのため、今後の一般財源の減少を念頭に置きながら、これまでと同様に一般財源の枠配分方式による分権型予算編成とし、限られた財源の中でめり張りのきいた予算とすべく、重点政策を掲げております。

この重点政策であります。1つ目に「人口減少に歯止めを」、2つ目に「産業を育成し雇用を創出する」、3つ目に「安全と安心に支えられたまちづくり」、4つ目に「活気あふれる充実した市民生活を」、5つ目に「農地山林のフル活用」の5項目としております。このうち、特に「人口減少に歯止めを」と「産業を育成し雇用を創出する」の2つにつきましては最重要項目と位置づけ、一般財源の追加配分を想定しております。

また、3年間を上限として緊急課題などに対処すべく、引き続き優先課題推進枠を設けております。

今後、一般財源が減少していくため、留保財源もまた寡少になってまいります。限られた経営資源により、真に必要な市民ニーズに対応していくため、事務事業の選択と集中、公共施設などの老朽化対策とトータルコストの縮減、自主財源の確保などを図り、慎重に精査された予算計上により、平成27年度の予算編成を進めることとしております。

続きまして、3点目の米価の下落対策についてでございます。

米消費の減少や全国的な豊作による在庫の増大などを背景に、平成26年産米の概算金は大幅に下落いたしました。市の農業産出額のおよそ半分を占める米の大幅な減収は、営農意欲の減退など、農業者に与える影響が非常に大きいものと危惧しております。

市では、営農経費の資金繰りに対応するため、県が創設した稲作経営安定緊急対策資金の借入者への保証料の助成と、JA秋田ふるさとが融資する米価下落対策資金への利子の一部助成を行うこととし、さきの臨時議会で議決いただいたところであります。

また、米価下落による減収を受け、野菜などの振興作物を新規、または規模拡大し、所得の確保を図ろうとする農業者に対し、種苗や肥料などの購入に係る費用を助成する高収益作物転換支援事業の補正予算を今議会に計上しております。

今後は、現在の加入割合が面積比で48.2%にとどまっている収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策への加入促進や飼料用米の作付拡大などについて、JAなどの関係機関と連携し、農家の所得確保に努めてまいります。

それでは、平成26年度事業などの進捗状況について報告させていただきます。

まず、那珂市との友好都市提携10周年についてであります。

当市と友好都市提携を結んでいる茨城県那珂市との提携10周年を記念し、10月11日、当市を会場に式典を開催いたしました。那珂市からは海野市長を初め、市議会議員や市民の皆様合わせて80人が参加し、両市の市民歌の披露や友好提携にご尽力いただいた方々に感謝状を贈呈するなど、これまでの歩みを確認することができました。

また、今回の交流を通して両市での物産振興を図ることや、10年後も友好が続くよう、未来に向けたメッセージをタイムカプセルに託すなど、ともに発展していくことを新たに誓い合いました。

2点目のデマンド交通と循環バスの利用についてであります。当市の新たな公共交通である横手デマンド交通と横手市循環バスにつきましては、昨年10月1日に本格運行を開始してから1年が経過し、この間、多くの皆様にご利用いただきましてまことにありがとうございます。

1年間の実績を申し上げますと、デマンド交通における利用者数は約4万2,200人、1日の平均利用者数は116人となっております。試験的に運行したときと比較しますと、1日の平均利用者数は若干下回ってはいるものの、総利用者数では本格運行に合わせて土曜日と日曜日に運行した効果もあり、5,500人ほど上回る人数となっております。

また、循環バスにつきましては、利用者数が約2万8,200人、1日平均利用者数は77人となっております。利用の傾向としては、降雪期の利用が多くなっておりますので、さらなる周知を含め、年間を通じてご利用いただけるよう、見直しも行ってまいります。

今年度の取り組みとしましては、デマンド交通では、今年5月に決定したマスコットキャラクター「のりあいくん」を車両にデザインするなど、市民の皆様親しみを持っていただくことで利用の増加を図っております。

また、循環バスにつきましては、マスコットキャラクター「よこまるくん」と、市の花である桜をデザインしたラッピングバスを10月から運行しており、さらに来年の9月までは毎月20日と30日に無料で運行するなど、より多くの方に循環バスを体験していただけるような取り組みも始めております。

今後も引き続き、デマンド交通と循環バスが身近な公共交通として、市民の皆様により一層親しまれるよう、周知と利用促進に努めてまいります。

続きまして、コミュニティFM中継局の整備についてであります。

平成23年度にコミュニティFMの中継局を8カ所整備し、横手コミュニティFM放送の協力のもとに防災情報や行政情報の提供を行っているほか、災害時においても非常に有効な情報提供手段となっております。

しかしながら、整備当初から市内の一部に、地理的または地形的な要因により、電波が届きにくい難聴地域が残っていることが課題となっております。そこで、2カ年にわたって中継局のアンテナ調整を行いました。受信環境の改善が見られた地域はあるものの、これ以上の改善は技術的に困難な状況となっております。

このため、国の補助事業を活用した新たな中継局の整備を検討してきたところ、総務省において、ラジオの難聴地域を解消するための中継局の整備を支援する補助金が創設されたことを受け、早速申請の手続きを進めてまいりました。このたび、植田・睦合地区と金沢地区を対象とした中継局の整備事業のうち、植田・睦合地区について補助金の内示通知を受けたところであります。

また、金沢地区を含めた2カ所の中継局を整備する経費について、今議会に補正予算を計上しております。

続きまして、国民文化祭についてでございます。

10月4日から11月3日までの1カ月間、国民文化祭が開催され、全国各地から出演者約4,300人、そして多くの来場者をお迎えして行われた本市の事業では、期間中すばらしい天候にも恵まれる中、約10万8,000人の人出でにぎわいました。民謡・民舞の祭典や合唱、ダンス、太鼓の祭典などのステージ部門では客席が満員になるなど、予想を上回るお客様にごらんいただきました。全国各地の演舞や演奏が披露されるたびに、観客から感動の拍手がやまず、出演された皆様からは文化の交流が図られたことなどに対するお礼の言葉をたくさんいただいております。

また、後三年合戦や増田のまち並み、国際マンガフェスティバルなど展示関係のイベントでは、本市が誇る歴史文化や国際的な漫画文化を存分に伝えることができたものと思っております。

秋田の和食を世界に伝える食文化フォーラムでは、秋田を代表する多くの料理人が地元高校生に匠の技を伝授するなど、食文化の継承も行われました。

一方、各会場ではおもてなしコーナーを設置し、ボランティアスタッフがお茶や横手産のブドウなどを無料で振る舞ったほか、横手やきそばや芋の子汁など、本市自慢の特産品の販売も行いながら、ご来場の皆様との交流を深めておりました。

事業開催期間中は、こうした市民の皆様の温かいおもてなしに、訪れた多くの皆様から感謝とお礼の言葉をいただき、当市のテーマとして掲げた「魅せます横手で！文化のチカラ」は、みんなの力で余すことなく伝えられたものと確信いたしております。

今後は、多くの文化団体や市民の皆様との参画と協働により成功した国民文化祭を、ただ単に一過性のイベントとして終わらせることなく、当市の食や文化の継承はもちろん、このイベントを通じて培われたさまざまな人と人とのつながりやエネルギーを、今後のまちづくりに大いに生かしてまいります。

国民文化祭の開催に当たり、各会場の運営を支えてくださいましたボランティアや関係団体、市内の児童・生徒、そしてかかわっていただいた多くの市民の皆様には、心から感謝とお礼を申し上げます。

続きまして、新たなごみの分別収集への移行に向けた取り組みについてであります。既に横手地域における南町の一部と金沢地区、そして山内地域の相野々地区の一部で新たなごみの分別収集を試行しており、今月から新たに横手地域の黒川地区と山内地域の三又、南郷地区で試行収集を開始しております。

いずれの地域においても、これまでのごみの出し方が大きく変更となることから、多くの不安の声をいただいたところでありますが、新たな分別区分で、実際にごみを出すことが習慣となることにより解消されるものと考えております。

なお、先月の説明会からは、新たに地元市民劇団のご協力を得て作成した、ごみの出し方のビデオを使用するなど、わかりやすい説明と丁寧な対応を心がけているところでございます。今後も、計画的に試行地域を拡大してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、クリーンプラザよこての施設整備については、焼却炉や発電機、ボイラーなどの大型機器の設置を終え、熱回収施設では来月に屋根工事の工程に入る予定であります。

また、リサイクル施設及び管理棟の基礎部分の各種工事も進めており、今月末の時点で約50%の進捗を見込んでおります。今後、工事の際の安全対策について万全を期すとともに、地域住民の皆様や付近を通行される皆様にご迷惑をおかけすることのないように努めてまいります。

続きまして、各種福祉事業計画の策定状況についてであります。来年度からの計画期間となっている各種福祉事業や、子育て、介護、健康づくりの大きな柱となる地域福祉計画、第2次障がい者計画、第4期障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画、第2期健康よこて21計画につきましては、現在、策定委員会などを設置し、支援対策の内容などを検討しながら策定作業を進めているところであります。

なお、来年度から3年間の介護保険料と福祉施策の推進を定める第6期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画につきましては、来月初旬に答申となる予定であり、その後、市民の皆様や市議会議員の皆様から広く意見を募ることとしており、他の事業計画につきましても、年明け以降、順次その内容を提案してまいります。

続きまして、農作物の作柄概況についてであります。

農林水産省が公表しました、10月15日現在の水稻の予想収穫量及び作柄概況によりますと、県南は10アール当たり600キログラムで、103の「やや良」となりました。

本年度は、斑点カメムシ類のパンフレットを作成しながら啓蒙活動に取り組んでまいりましたが、11月5日現在におけるJA秋田ふるさと管内の1等米比率は約90.9%と、昨年の89.2%よりは向上しているものの、2等以下の格落ち理由の74.3%がカメムシ被害によるものとなっております。引き続き、関係団体などと連携を密にしながら、防除体制の強化を図り、適期防除の徹底により良質米の生産に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、4年続きの雪害を受けた果樹であります。今年は春から比較的天候がよく、また、台風などの自然災害が少なかったことから、各品目においておおむね品質は平年並みとなっております。収穫を終えたブドウは、昨年11月の時期外れの大雪の影響が懸念されましたが、復旧対策の効果もあり、昨年度比で収穫量が71%、販売額で80%となっております。

リンゴにつきましては、主力品種であるふじの実績がまだ確定していないため、雪害前との比較はできませんが、果実の全国的な豊作傾向のため、価格が低迷しているようであります。雪害の影響も含め販売額の減少が予想されますが、これから出荷の最盛期を迎えるふじが有利な単価で販売され、農家所得が少しでも向上することを期待しております。

大雪が続き、収穫量は雪害前の水準とはなっておりませんが、今年度実施している果樹産地強靱化事業などの活用により、果樹農家の雪害予防意識を高めるとともに、果樹産地の復興に向けた取り組みを推進してまいります。

続きまして、売れる農業の推進についてであります。農産品の販路拡大と農家の所得向上を目的に、農家みずからが商談会に参加し、売れる農業への転換を進めながら産品の有利販売に結びつけようと、去る11月5日と6日の両日、平鹿生涯学習センター及び市内ホテルを会場に、食のマッチング商談会を開催しております。

これまで、7月と8月に商談会に向けたレベルアップセミナーを受講し、今回に備えてきた市内農家や農産品の加工販売企業など29の事業者が、県内外の農産品や加工品を取り扱うバイヤーなど24社を相手に、みずからの農産品の説明や販売交渉を意欲的に行っております。商談会の成果につきましては、現在までに商談成立となった件数が25件、また、商品サンプルの送付を希望するなど商談継続の件数が112件となっております。今後も一つでも多くの商談が成立するよう、継続して支援に努めてまいります。

続きまして、横手市観光振興計画の見直しについてであります。

強い横手の観光を目指し、横手ならではの観光施策を進めるため、横手市観光振興計画を平成24年度から平成27年度までの4年間の期間で策定しております。策定から2年が経過し、その間、増田のまち並みの重要伝統的建造物群保存地区の選定や、海外からの誘客いわゆるインバウンド観光の推進など、観光を取り巻く環境が大きく変化していることから、計画のローリング作業並びにアクションプランの

修正を行ったところであります。

増田の蔵のあるまち並みを活用した観光誘客事業では、増田地域へのお客様を全市全域に波及させる視点を重視し、関係機関の連携強化に加えてアクションプランを拡充することとしました。

また、県外在住の本市出身者やゆかりのある方から、本市を応援していただける仕組みづくりを新たな取り組みとして加えております。今後も進行管理を徹底し、観光資源の活用やスポーツ観光の推進なども含め、元気な横手を目指して着実に実行してまいります。

続きまして、早期の除雪体制についてであります。

昨年11月11日から降り積もった初雪は、除雪対策本部を設置する直前的大雪となり、市民の皆様の生活に大きな影響を与えました。これまで経験したことのない異常な気象状況が続いていることを踏まえ、今年度は早期に除雪体制を整えることとし、今冬の重点項目の確認をしながら、昨年度よりも半月早い11月1日に除雪対策本部を置き、降雪に備える体制といたしました。具体的には、市が所有する除雪車両と人員の配置を整えるとともに、緊急的な出動に対応可能な体制を整えております。

今冬も安全安心な生活と交通の確保に向け、効率的できめ細かな除雪作業を行ってまいります。

続きまして、学校統合事業についてであります。

来年度の開校に向け建設中の雄物川小学校につきましても、管理棟や教室棟の躯体工事と、体育館棟の外装工事をほぼ終えており、また、多目的グラウンド工事はクレー舗装工事と芝張り、外構工事は水路工事を終え、舗装工事に取りかかっております。

なお、10月末現在における工事の進捗率は61%となっております。

同じく、来年度開校予定の大雄小学校につきましても、ほとんどの工事が終了し、10月末現在の進捗率は98%となっております。

平成28年度の開校に向け着手しました横手北小学校建設工事につきましても、校舎棟の杭打設工事を終え、体育館棟の杭打設工事を行っているところであり、10月末現在の進捗率は6%となっております。

今後も、関係小学校のPTAに対して進捗状況を説明するなど、開校に向けた準備を進めてまいります。

小学校統合に伴う既存小学校の閉校式典は、今年度、来る12月20日の雄物川北小学校を皮切りに、年明けの1月31日に田根森小学校、2月には21日の阿気小学校、22日の南小学校、28日の福地小学校で挙行することとなっております。

また、平成20年の山内中学校校舎検討委員会の意見書において、平成30年度ごろをめどに統合について検討を加えていくことが望ましいとされたことにつきましては、11月11日に山内中学校統合検討委員会を設置し、他校との統合に向けた協議を開始したところであります。

続きまして、陣館遺跡発掘調査についてであります。

金沢柵推定地の陣館遺跡におきましても、5カ年にわたる発掘調査により、後三年合戦前後の時代の鉄鍋や、かわらけなどの遺物が出土しております。今年度の調査では、大鳥井山遺跡をしのぐ規模の格

式の高い四面庇付掘立柱建物跡を検出したほか、建物に続く道路跡からは、東北でも中尊寺金色堂のほか数例しかないと言われる希少な舗装の痕跡を発見しております。

先般、遺跡を視察された文化庁の評価も高く、今後もさらに検証を続けて、国の史跡指定へ向けて取り組んでまいります。

続きまして、創作子ども歌舞伎事業についてであります。

10月15日、沼柵推定地にほど近い雄物川民家苑木戸五郎兵衛村特設舞台において、実行委員会が取り組んだ創作子ども歌舞伎、御存知後三年蛙會戦を上演いたしました。地域の歴史を描いた後三年合戦の物語を、市内の小学生と保育園児33人が本格的な歌舞伎の舞台上で上演し、高い評価を得るとともに、金沢柵と並ぶ古戦場の沼柵を印象づける大きな成果を上げることができました。

続きまして、秋田県市町村対抗駅伝と体育施設のあり方についてであります。

9月28日、秋田市を会場に、秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたランが開催されました。当市からも小中高生並びに一般男女の選手が9区間32.5キロメートルをたすきでつないだ結果、見事第7位となりました。来年は当市が開催地となりますので、さらに上位の成績を目指すとともに、より一層のにぎわい創出の機会となるよう、関係各位のご協力をよろしくお願いいたします。

また、これまで市内体育施設の維持管理方針について検討を重ねてまいりましたが、当面、雄物川スキー場につきましては、利用状況などを勘案し、今年度の営業をもちまして閉鎖の方向で検討に入ります。

さらに、他の体育施設につきましても利用しやすい運営のあり方も含め、維持管理の方向性を示してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、次に補正予算についてでございますが、今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、コミュニティFM中継局整備事業、生活保護費償還金、担い手への農地集積推進事業、高収益作物転換支援事業などのほか、人件費の決算見込みによる補正並びに光熱水費の補正が主な内容となっております。補正額は1億7,220万円で、補正後の予算総額は564億8,901万円であります。

主な事業を申し上げますと、コミュニティFM中継局整備事業2,999万7,000円、生活保護費償還金1億1,388万3,000円、緊急雇用基金事業433万9,000円、担い手への農地集積推進事業6,887万6,000円、高収益作物転換支援事業950万円などであります。

終わりになりますが、今議会に提案しております案件は、同意案件1件、諮問案件3件、専決処分報告案件3件、専決処分承認案件1件、条例の一部改正案件6件、繰入額の変更議案1件、平成26年度一般会計補正予算案など補正議案11件の合計26件であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。所信説明といたします。

---

## ◎諮問第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第5、諮問第10号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第10号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 諮問第10号人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員候補者として、次の者を法務大臣に推薦したいので意見を求めるものでございます。

ご住所は横手市大森町板井田にお住まいの伊藤眞輝子氏でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第10号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第6、諮問第11号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第11号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 諮問第11号人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員候補者として、次の者を法務大臣に推薦したいので意見を求めるものでございます。

ご住所は横手市十文字町植田にお住まいの柴田薫氏でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第11号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第7、諮問第12号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第12号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 諮問第12号人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員候補者として、次の者を

法務大臣に推薦したいので意見を求めるものでございます。

ご住所は横手市十文字町十五野新田にお住まいの奥州文子氏でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第12号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

#### ◎報告第50号～報告第52号の上程、質疑

○木村清貴 議長 日程第8、報告第50号専決処分の報告についてより、日程第10、報告第52号専決処分の報告についてまでの3件を一括議題といたします。

専決処分の報告については説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで、報告第50号より報告第52号までの3件の報告を終わります。

---

#### ◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第11、同意第5号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第5号は委員会の付託を省略することに決

定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 同意第5号教育委員会委員の任命について、横手市教育委員会委員に次の者を任命したので、議会の同意を求めるものでございます。

ご住所は横手市本町にお住まいの加賀谷長吉氏でございます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第5号を起立により採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、同意第5号はこれに同意することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第12、承認第8号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 おはようございます。

ただいま議題となりました承認第8号専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。

選挙執行にかかわる専決処分承認議案書の1ページをお開きください。

本件は、平成26年11月21日の衆議院解散により、衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の執行が12月14日と決定されたことから、速やかなる選挙事務執行のため必要と判断し、11月21日付で平成26年度一般会計補正予算（第5号）について専決処分を行いましたので、地方自治法の規定により議会へ報告し、承認を求めるものであります。

それでは、予算議案書の1ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,696万円を追加し、歳入歳出予算の総額を563億6,377万円に定めるものであります。内容であります。5ページをごらんください。

まず、歳出であります。下段2款4項8目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に4,696万円を計上しております。

次に、歳入であります。上段のとおり15款3項1目総務費委託金に、歳出と同額を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第8号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

再開時間は午前11時5分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第141号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第13、議案第141号横手市行政組織条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第141号横手市行政組織条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、市の組織機構を再編するため、横手市行政組織条例のほか、関係いたします15の条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたしますので、8ページをお開きいただきたいと思います。

改正条例の第1条であります。横手市行政組織条例中の部の設置につきまして、現在の総務企画部と財務部を総務部及び総合政策部に再編し、新たに第3号といたしまして、まちづくり推進部を創設し規定しようとするものでございます。

続きまして、関係各部の事務分掌を規定しております。

最初に、総務部及び総合政策部の分掌する事務について、各部に配置される課の業務に合わせて、現行条例をもとに事務分掌を再編いたしております。

9ページの下段をごらんいただきたいと思います。

この規定では、現在の税務関係課につきまして、市民の暮らしに密着した窓口サービス部門という位置づけをいたしまして、市民生活部へ配置するための規定となっております。

10ページをお開きいただきたいと思います。

こちらでは、新たに設置いたしますまちづくり推進部の事務について規定してございます。現在の総務企画部の事務であります地域づくり、交通安全及び防犯、男女共同参画、国際交流の事務のほか、スポーツ、芸術、文化振興の事務につきましても分掌する旨規定してございます。

次に、12ページをお開きいただきまして、下段をごらんいただきたいというふうに思います。

第9条でございますが、横手市立図書館設置条例の一部改正について規定してございます。

こちらは、各図書館を包括的に取りまとめる図書館課を教育委員会に設置するため、現在の中央図書館の項を削除しようとするものでございます。

このほか、ただいまご説明申し上げました以外の各条文につきましては、まちづくり推進部の設置に伴い、各文化振興及び生涯学習施設、社会体育施設について、その管理等を教育委員会から市長に変更するため、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、附則でございますが、15ページになりますが、本条例の施行日と、石坂洋次郎文学記念館施設運営協議会委員及び横手市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する経過措置を規定しておるところでございます。

最後になりますが、このたびの組織機構再編では、現行の各地域局をまちづくり推進部の所管と位置づけ、新たなる部の創設、そして体制とする考え方でありましたので、あわせてご説明申し上げ、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番遠藤忠裕議員。

○6番（遠藤忠裕議員） 基本的なことをお聞きしたいと思います。

よく行財政改革といいますと、スリム化が目的になってきたのがこれまでの動きだったと思います。そういう中で、この機構改革の案を見ますと、部がまた増えるという状況が起きておるようです。まず、その点について基本的なお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 確かに議員ご指摘のとおり、行財政改革の中では、職員の削減だとかあるいは組織的なスリム化を図る、いわゆるコンパクトな組織機構というのが一般的なスタイルでございます。

しかしながら、政策を実現するためには、一時的であれ、あるいは恒久的なものであれ、こうした機能をつくり上げる、そういう体制をつくるというのが非常に大事な視点だというふうに考えているところでございます。今回は、28年から始まります新しい総合計画を実現するための体制として、一部を新たに創設させる形になりました。

しかしながら、行財政改革につながる新しいシステムを導入しながら、これらを実行できる体制をまず先につくらせていただきたいという考えのもとでございます。

よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 6番遠藤忠裕議員。

○6番（遠藤忠裕議員） それから、いろいろ機構改革、枠が増える、そういう中で、当然職員数の減少とかいろいろ基本的な考えのあり方があろうと思います。そういう中で、前から私は申し上げてきたのですが、1つは横の連絡がとれる組織になれるのかということです。細分化すればするほど、縦社会になるのが行政のこれまでの気質といいますか、行政の、私から言わせるとマイナスの要因であるという思いがあります。どういう部署の中で、どういうことをすることで、横の連絡がとれる機構になるのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 たくさんの部局の中で、それぞれそうした横断的な取り組みについては、いろいろなケースがあろうかと思えます。地域局との本庁部との横断的なもの、あるいは部間の横断的な取り組みということになろうかと思えます。そうしたところを、市長も所信で申し上げておりましたが、27年度の予算編成の中でも、選択と集中という言葉が使われてございました。こういったところを実現するため、そしてまた、横軸の連携をしっかりとるために、新たに総合政策部を立ち上げたところでございますので、そういったところを活用しながら、ふだん市長が申し上げているとおり、部局横断のスタイルをさらに一層顕著にあらわれる形に取り組んでまいりたいというふうに思っている次第であります。

○木村清貴 議長 遠藤議員。

○6番（遠藤忠裕議員） 今言った部局横断の取りまとめ部署ということで、総合政策部というお話がありました。私は、1つの部署がそういう役割をしようと思って動こうとしても、実際の今までの中においてもそうなんです、各部の中にそういう横断を対応するような部署がない限り、私は無理ではないかという思いがあります。そういう点についてはどうのお考えなんですか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 具体的な課名、あるいは係名という形では表示してごさいませんが、各部の中で政策調整的な、あるいは部の調整的な、あるいは市長からの指示を直接的に整理するという、各部の中でも調整課を一応限定させていただいております。それぞれの部の中で、選んでいただいた課の課長さん、管理職、あるいはその課長代理、係長がその調整役を担っていくという形を、現在もそうした形をとってごさいますので、これからもそうした調整役を各部の中でしっかりと対応していきたいというふうに考えてごさいます。

○木村清貴 議長 遠藤議員。

○6番（遠藤忠裕議員） 1つずつで大変申しわけないんですけども、市庁舎の集中機構改革の際にも私ずっと申し上げてきたんですが、財務部を今回なくすると、市税に関しては、まぜこぜ業務のサービスだからというような位置づけのようなんですけれども、私は行財政改革の中で入りと出という中でのありようの中で、財務というのは入りをチェックし、出をチェックできる唯一の横手市の中での部署だと思っています。それをあえて今回、また外す案が出てきたということは、どうのお考えのもとでなのか、もう一度確認させていただきたいと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 税部門が市民生活部に動いたことを、議員のほうでは確認したいということだと思うんですが、先ほど提案説明の中でもさせていただきましたが、最も税は市民に直結した部分でございまして。

今回、ご承知のとおりマイナンバー制度が施行されまして、その準備に入っておるところであります。このマイナンバー制度そのものが、基幹業務として市民生活部のいわゆる住基関係の部分、それが連動する形で税部門に反映されて、活用されていくということになってございまして。そうした意味では、市民生活部内にマイナンバー制度の実施に向けて、市民の皆様方に影響を与えることのないように、スムーズに実施していくという視点で、今回窓口業務を一本化する形のスタイルをとらせていただきました。

いずれそのマイナンバー制度だけではなくて、非常に収納体制のあり方を含めて、市民生活部における既存の課との連携というのは非常に重要でございまして、あわせて今回そういった市民窓口部門を一体化する点について踏み込んで取り組んだ次第であります。入りと出を調整する部分につきましては、それぞれ財政課のもとで、しっかりとその役割は引き継がれていくというふうに考えてございまして、引き継いでいかなければならないというふうに思っておりますので、その体制については、引き続きしっかりとさせたものでいきたいというふうに思っております。

○木村清貴 議長 遠藤議員。

○6番（遠藤忠裕議員） 私は一番最初に言ったとおり、縦社会の行政機構の中でのありようを心配した中で、財政部がなくなるということは、往々にすればそういう要素が強まる可能性がある、いわゆる出の部分が強まっていくという可能性があるという心配をしています。

前に一般質問でも取り上げたことがあるんですが、いずれ一本算定の地方交付税になる、減額は幾らなんだ、我々は50億から60億という想定でこれまで進めてきたわけなんです、問題は、これは人口減少、あるいは職員数の減少等々踏まえた場合に、地方交付税のありようがまだはっきりしたものができておりません。

このまま下げられるとすると、人口がそのときに幾らの人口になっているか、あるいは職員数が幾らの職員数になっているとか、いろいろ算定基準に対してのありようが出てくると思います。そこら辺の過程になるんだと思うんですが、市としてどれだけのことをお考えのもとに計画を進めようとしているのか、そこら辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 確かに議員ご指摘のとおり、一本算定については28年から既に確定しているものでございまして、ただ、その後どういう形で交付税算定が改められるかということについては、現段階の中では不透明な状況にあるわけでありまして。そういう状況を踏まえながら、我々はその一本算定になって減額されていくものというふうな想定のもとで、準備をしていかなければいけないだろうというふうに考えているところであります。

現段階の中で28年が人口何万何千何百人、それから財政状況がどうだということについては、現行のそれぞれの指標を参考にしていくしかないわけでありましてけれども、まずは、職員のあり方については、27年で職員の定員管理の適正化計画が終了いたしますので、現在、28年以降に向けた職員の定員管理適正化計画の準備を進めているところであります。

28年以降については、それらで議会の皆様方にも明らかにしていきたいというふうに思っておりますし、財政状況につきましても、新しい算定方式が具体的に27年度中に示されるのかなというふうな期待感を持っているわけでありましてけれども、それらを踏まえながら新しい財政シミュレーションを確定しまして、そして取り組んでいくということになるかというふうに思っております。

なお、人口の関係につきましては、総務省がビッグデータをそれぞれの各自治体に、その算定方式を提供してもいいという話が出てございます。これは創生本部からの話になるわけでありまして、そういったものが具体的に人口推計に活用できる算定データがこちらのほうに、各自治体に提供されれば、より今まで以上に高い推計値、実数に近い推計値が活用できるのかなというふうな期待もしているところであります。28年以降の人口推計については、そういったものが具体的に示されれば大いに活用してまいりたいというふうに思っている次第であります。

○木村清貴 議長 遠藤議員。

○6番（遠藤忠裕議員） ぜひ、そこら辺のことは油断なく進めていただければと思います。

もう1つは、地域局との絡みについてであります。これも以前から私申し上げてきたんですが、行政のありようの中で、各地域をつかさどる中で、地域局の役割というのは非常に重いものがあるということも再三申し上げてきました。今回の改革案を見ますと、上に部長がいて、各局長が次長クラスでその指示を受けながらやっていると、一見、形の上では責任の明確化という形をとってきているのかなというふうな思いもして見ておるんですが、実際は市長が言う、各地域を元気づけるとか、いろいろな特色を生かそうとかという場合に、逆に弊害になるおそれがないのかというような気持ちがあります。そこら辺のご検討はどういうふうになされたのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 これからの時代の中で、地域局のあり方についてを、当然ながらいろいろな角度で考えてまいりました。市全体を俯瞰した形で見れるものがないと、地域の発展、あるいは横手市の発展はないのではないか、そういったところを加味いたしまして、まちづくり推進部を創設したところでございました。

いずれ地域局のトップであります局長さんは、次長級でありますけれども、その部分で職務職階的なものを除いても、地域の発展についてはそれぞれの地域づくり協議会、あるいはその地域に存在するさまざまな各団体があるわけでありまして、そういった方々との連携が、最もその地域の発展につながるというふうに思っている次第であります。まずは、そうした地域における資産といいますか、そういった方々がしっかりと動ける、そういったものをやはり我々は考えていかなければならないというふうに思っているところであります。

しかしながら、市長がよく、その地域の垣根を下げるというふうなことをお話ししておるところでございますが、そうした意味では、市全体を俯瞰したそういう部門を創設しなければ、なかなかその地域の垣根というのは下がらないのではないか。これは公共施設のありようも含めて思うところでありまして、いずれ地域の方々との連携と、そしてまた地域を、市全体を俯瞰した組織としてそのありようを、しっかりと役割を果たしていく必要からまちづくり推進部の創設というのは、ぜひとも必要だというふうに考えたところであります。

○木村清貴 議長 遠藤議員。

○6番（遠藤忠裕議員） 総合的な総体的なまちづくりというのは、そのとおりだと思います。

ただ、特色のあるまちづくりとなると相反することになると思います。私が申し上げたいのは、各地域の力をいかにして落とさせないか。その考えがないと、なかなか金太郎あめの各地域ができてしまうんじゃないか、そういうおそれを持っております。そういう視点が常にないと、少なくとも、流れてしまうといいますか、その地域の特色がなくなってしまうと。せっかくこういうふうないろいろな地域性を持った横手市ということで進めてきたわけなんですけれども、その特色をなくしたのでは、横手市はこれから伸びる要素というのはどうなるんだろうというクエスチョンマークを持たざるを得ないわけで

す。そこら辺のお考えはどうなんでしょう。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 まちづくり推進部の中に、幾つかの課を設けてございます。地域づくり支援課、生涯学習課、スポーツ振興課、歴史まちづくり課というふうな課を体制下に置いているわけですが、これらが全て現場が各地域にあるということに、我々は視点を置いています。それは本庁の課の中にはない、各地域の中にそれらが存在しているというふうに思っているところであります。

それらをこれまでは地域づくり協議会、あるいは地区会議というふうな形態の中で取り組んできたわけですが、先ほど来お話しのとおり、市全体を俯瞰した形で見ながら、もしかすると文化財としては存在していないかもしれない、例えば地域のお祭りとか伝統芸能とか、横手市の文化財としては存在していないかもしれないが、そういったものは数多くあるのではないかと。そういったものを具体的に申し上げればそういうことになるのですが、そういったものを人口が減ったからというだけではなくて、維持、あるいは継承、伝承していかなければいけない部分というのはたくさんあるのではないかなというふうに思っている次第です。

それらをこの傘下する課と8地域局とがうまく連携しながら、それぞれの地域の伝統文化、あるいは伝承すべき芸能、お祭りなどは個々に違っているわけがありますので、そういったものを具体的に引き起こし、あるいは継承していくことによって、これらが地域の特性としてあらわれてくるのではないかな、そしてまた、人口減少対策についても何らかの手だてがここに打てるのかなというような思いを私どもは考えているところであります。

以上です。

○木村清貴 議長 遠藤議員。

○6番（遠藤忠裕議員） 長くなって大変申しわけないですけども、今言った地域づくりとかいろいろ、委員の人たちも頑張ってきてくれておると思っています。そういう中で、先般の議会報告会の中でも、どの地域だったか忘れてしまったんですが、集落の人口が減ってきた、あるいは若者が少なくなってきたということで、その集落自体のお祭りさえも思うようにいなくなってきたというような住民の方のご意見がありました。

もう1つ申し上げると、ちょっと大きい話のほうへ移ってしまうのですが、先般、我々に示された観光計画、この計画に上がらないと、どうも小さい行事はかすんでしまうというような傾向も見え隠れしております。だとすれば、観光計画に全てをのせるとか、そういうふうにしていかなければいけないのかなという気がします。だからそのためにも、地域局のありようというものは、非常に私は大事ではないのかなという気がしております。

そこら辺を検討していただきたいということもあるんですが、検討する委員会がいずれあると思いますので、私はこの辺で委員会のほうにお任せして質問を終わるつもりでございますが、市のほうでもそこら辺の検討は、もう一度細部にわたってしていただきたいなという私の願望を述べまして、私

の質問を終わります。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。18番塩田勉議員。

○18番（塩田勉議員） 私は、前の遠藤議員に引き続いて、地域局の中身についてお尋ねしたいと思います。

1つは、部長ができて、その下に地域局長がある。ただ、今までの組織体制の中で、組織はわかるんですが、しかし予算的なものについては、余り地域局には決裁権はありませんでした。この件についてはどのように考えているのかお尋ねします。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 決裁権につきましては、これまでは地域局長の上が副市長でございました。

これらについては、各部の次長級と同じ取り扱いの中で推移していきたいというふうに思っております。

○木村清貴 議長 18番塩田議員。

○18番（塩田勉議員） すると、今までは本庁予算の中で地域局はある程度までは動いていた。部長の直轄の局長ですから、部長に一定の予算の枠組みはあるはずで。それをどのようにして振り分けるのか。今までですと、大体均一に行っていた。ところが、大きい事業が入ってきたとした場合は、やはりそこに集中的に出さなければいけない部分もあると思うんですね。そうなった場合にどうなるのか。組織の機構図はわかるんですよ。いいか悪いかは別問題として、機構図の説明はわかる。ただ、裏づけのある予算の状況がどうなるのか、一向に説明ありませんでした。残念ながら。

私は委員会にも入っていませんので、総務の委員会ではありませんので、この件に関してはこの席しかありませんので、あえてお尋ねいたしたいんですが、やはり今までの地域局の中では、地域局予算で各地区にある一定額の地域づくり協議会の運営費含めて、運用を任せて独自にやっていました。

ところが、やはりいざ現場ですと、急に道路の補修、穴ぼこぐらいはその予算で使わせてもらうことができないだろうかということで運用していたんですが、やはりそれでは地域の協議会の委員の意識も違ってきますし、そこら辺違うんじゃないのかなと前から言っていたんですが、どこも出てくるところないから、あるのもそこしかないから、それで何とか了解をもらって、皆さんの生活のためにそういう工事までやっているというのと、今の組織図の、部長をつくって地域局のあり方も検討したんだと思いますが、実際にいざ動くときに、果たして今のような体制で、今組織図をこういう形でもしもつくったとしても、予算的な裏づけが何にもないんであれば、私は絵に描いた餅なんだろうと思うんですね。

やはり地域の中の特徴というのは、その地域にあるわけですから、全部横一線というわけにはいかないだろうと思うんですよ。そこら辺をどういうふうに議論したのか、また、そういう議論の中でどういう結末になったのか、いま一度お願いします。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 詳細については、経営企画課長のほうからちょっとお話しさせていただきます

すが、基本的に現在想定されているまちづくり推進部に置かれる課・局について、それぞれ持っている予算があるわけでありますので、それらは移行してくるという考え方を持っております。

いずれ新しい部の創設でありますので、全くゼロスタートではなくて、もちろん現行の関係する課的なものの予算の中から持ってくることになりますし、あるいは部としての重要課題、優先課題推進枠等の活用なども考えているところでございますので、よろしくご理解をお願いしたい。そうすれば詳細について、経営企画課長のほうからお願いいたします。

○木村清貴 議長 経営企画課長。

○村田清和 総務企画部経営企画課長 地域局の予算についてですけれども、こちらは基本的に現状の予算の形を踏襲するような方向で考えております。

現在、各地域局の予算配分につきましては、均一ということではなく、それぞれの内容を伺って、一定の要求を出していただいて、それに対して振り分けられる予算というものを考えて、現在配分しております。この考え方は、基本的にまちづくり推進部になっても踏襲されるものというふうに考えておりますし、また、まちづくり推進部におきましては、地域局以外の課、こちらの予算も一緒に考えてまちづくりに適用していくという方向で動いていくこととなりますので、全体枠としてはまちづくり推進部の枠配分、この中で各地域局及び所属課でもって配分していくというそういう流れ、さらに現状の地域局の予算配分を踏襲するというような方向で考えております。

○木村清貴 議長 塩田議員。

○18番(塩田勉議員) とすると、今までの各地区細かくなっていたものを統括しながら、新しい部の総枠の予算になっていくんだということだろうと思うんですが、12月になると予算編成が始まりますので、国・県なりの部も事業もあるでしょう。そうなりますと、今実際に横手市、550億以上の予算ですよ。将来を見ると、これをいかに縮めるかなんですが、逆にそういう話を進めていくと、今度は地域の予算そのものが縮小になっていく可能性が非常に強い。全体的に小さくなるわけですから、絞らなければいけないわけです。なおかつ、地域の中ではもっと絞られてくる。多分市長ね、市長に話を移すわけですが、非常に財政的には厳しくなるんだろうというのはみんなわかっているんですね。

強弱つけながら予算編成しなければできない。しかもみんなをよくするために、みんなにある程度平均的な予算編成しなければできなくなってしまう。そうなったときに、将来を見越したような、今回もそうでしょうけれども、地域づくりの件、全体の分、やはりそこら辺も踏まえて、来年度予算編成に当たってはもうちょっと大胆にやっていただきたいと思うんですが、これで終わりますが、市長、どうですか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 もちろんこれから全体の予算というものは、増やしていかない傾向が続くと思われますので、やはりめり張りのある予算配分に変えていかないと、やっていくのは難しいのかなと。均等にばらまくと、それぞれがなかなか均等に効果を発揮しないまま終わってしまう可能性もありますので、や

はり決め打ちというような形もとるような形で、そういう部分も念頭に置きながら配分を考えていきたいと思っております。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。16番佐藤清春議員。

○16番（佐藤清春議員） 今お二方の質問がありましたけれども、私も組織機構改革については、行政のスリム化、サービスを行う側の市の考え方としては、恐らくこういう形もあるかなというふうにも思っています。

1つは、教育委員会が今まで行っていた業務を市長部局に移すということですから、当然、仕事に移るということですから、その受け皿が必要だということは、それも理解できます。ただ、総合的に考えたときに、受ける市民側がどうなのかということが一番大事になってくるのではないのかなと思います。

さきの機構改革で市長がここに移られた際もそうでしたけれども、どうもそれを市民の視点というか、私たちが市民の代表として選ばれてここにおりますが、一般市民の方々の理解が深まらないうちにスタートしてしまうというか、見切り発車という言葉が適当かどうかわかりませんが、何かそういう気がしてならないわけです。

ですから、先ほどからいろいろ話が出ております地域局のあり方、地域局が本当に大事なものは皆さんも、そして市民の方々も、我々もそうですけれども、よく認識しているわけですが、その中で部が1つ増えることによってどうなのかなど。いわゆる事務分掌の関係も当然かかわってくるわけですが、受ける市民の方々が、逆に複雑多岐にわたって、このことはどこに行っても相談したらいいのかなというふうな、今までよりさらにややこしくなるのではないのかなというふうな気がいたすんですけども、そこら辺についてはどうお考えでしょうか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 新しい部が当然できましたので、市民の方々に十分な周知が必要というふうに思っております。その部の中でどうこれから活動していくといたしますか、事業をしていくということ考えたときに、市民の方にどういった形の影響があるのかというようなことも、しっかりお伝えしていかなきゃいけないと思うところであります。

しかしながら、私どもの考える今回のこのまちづくり推進部の創設に当たっては、名称も地域局のままでございますし、地域局長の身分についても変わらずということで、はっきり申し上げれば、大きく市民の方々に影響するものはないというふうに思っております。

ただ、課が少なくなったことによりまして、職員の方々が一層幅の広い知識と、それから、それに対応したものが必要になってくるというふうに思っております。その意識改革は十分に果たしていかなければならないというふうに思いますし、逆に地域の方々にとっては、課が少なくなったことによって、むしろ相談しやすいといたしますか、あちこち回らなくていいといたしますか、そういった意味では、総合窓口的な形で対応していく地域局のあり方が、これからの27年度以降の姿になるというふうに考えてい

るところでございます。

○木村清貴 議長 佐藤清春議員。

○16番(佐藤清春議員) まず、これからの時代、よく市町村合併したときから叫ばれておったんですけども、市民との協働、これなくしてこれからの横手市をつくっていくことは無理だというふうに私も思います。そういう視点に立ったときに、例えば今回の組織機構改革について、市民等の要望など、どれくらいこの組織機構改革に取り入れられたというか、そういう思いというか、その点について伺いたいというふうに思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 具体的な個別的なものとしては、なかなか挙げにくい部分があるんですが、まちづくりアンケート、これは新しい総合計画を策定する上でのものと、それからこれまでの実施状況を踏まえてのそれぞれの評価をしていただく形で、アンケートをお願いいたしました。そうしたものを十分に参考にしながら、課のあり方、あるいはその課名のあり方を含めて、そしてまた地域局の4課から2課への判断なども参考にさせていただいたところでございます。いずれ市民の方々にも早い時期に周知しながら、戸惑いのないように、影響の少ない、そしてまた逆に喜んでいただけるような、そういったものをしっかり伝えてまいりたいというふうに思っております。

○木村清貴 議長 佐藤清春議員。

○16番(佐藤清春議員) 冒頭申したように、いわゆる市民への周知の期間、これはいろいろ考え方があろうかというふうに思います。今、こういう社会情勢ですので、スピーディーさが求められるというのもそれも理解できます。

ただ、先ほど申したように、サービスを受ける側の市民がどのように受け止めるかということも1つ大きな課題になってくると思いますので、例えば、今回このことが通れば4月から実施されるということでもありますけれども、その周知期間について、私は本来、もっと時間を必要とするものでないかなというふうにも考えますけれども、その点についてのお考えをお聞きいたします。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 周知期間につきましては、やはり長ければ長いほどいいということというふうには思っておりません。むしろしっかりと集中的に周知することが非常に大事なのかなというふうに思っているところであります。その点については、やはりこの12月定例会が1つのリミットというふうに考えた次第でありました。12月定例会の中で、しっかりと私どもの考え方を議会の皆様方にご説明しながら、議会での条例改正の可決をいただいて、直ちにそれに向かうということでもございました。議員の皆様方との議論の期間については、さまざまな方々からご指摘をいただいております、非常に、余りにもこの膨大なボリュームの中では、短過ぎるのではないかとご指摘もいただきましたが、その分を丁寧な説明の中で、何とかご理解をいただきながら早目に、それぞれ市民の方々に周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っている次第です。

○木村清貴 議長 佐藤清春議員。

○16番(佐藤清春議員) これをやめますけれども、市民の理解度が本当に必要な事項だというふうに思います。これから何をしても市民の理解、そして協働という性質がなければ、なかなか大変になるのではないかなというふうに思います。とにかく、そのことを念頭に、慎重にも慎重に、そして市民の声もちゃんと聞きながら進めてもらいたいという、それは要望であります。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。8番寿松木孝議員。

○8番(寿松木孝議員) まず、この条例といいますか、機構改革案については、方向性としてはそのとおりだろうなというふうに思います。と申しますのは、やはり職員全体のマンパワーといいますか、全体の人員が減ってくる、そういうことを考えたときには、今後こういうスタイルになっていく、そして組織改編をしていくというのは大変理解できるところであります。

ただ、残念なのは、くしくも先ほど答弁の中で総務部長がおっしゃられていたとおり、実はこれだけ大きい改編であるにもかかわらず、議論をする時間が非常に短いということだというふうに思います。

また、あわせて懸念を申し上げるならば、来年度といいますか、今年度末をもってこの議場にもいらっしゃる多くの部長さん方が退職されて、新たな体制に変わっていくわけですね。そういう中において、当然、今までの職務分掌を新しいポジションでやっていく、次にやられる方々は、当然それだけでなくも混乱するというふうに、混乱といいますか、新しいポジションで仕事をするには、ある程度の初心者運転ではないですけれども、ある程度の期間のならば運転みたいな形でのスタートだというふうに理解するんですね。

ところが、今回のように組織も一気に変わる、陣容も全て変えるという形になりますと、非常に混乱を来すのではないかなというところに心配を覚えるわけですよ。それとあわせて、先ほど16番議員もおっしゃっておられましたが、市民の方々が受ける印象といいますか、今までのさまざまなこういう形の改編といいますか、改革をされたときに受ける印象というか、よく言われることは、紙切れ1枚で済ませるのかという議論なんですね。そのところが、何か今回抜け落ちているのではないかなというように気がして非常に心配するんですが、そのあたりについてお聞かせいただけますか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 これまで、この組織再編のこうした案がまとまるまでの中では、年度当初から各セッションとのヒアリングを重ねてまいりました。その中では、こういう形になった場合の課題とかも含めて、いろいろとご意見をいただいていたところでもあります。それらの課題については、まさに事務分掌でクリアできるものと、そうではないものがございます。いずれスタートの時については、議員ご指摘のとおり、全く混乱がないという形ではないかと思いますが、そういうことのないように、我々はその責務を果たしていかなきゃいけないわけですが、新しく課名も、それから新たな部の創設などがあるわけですので、そうした点についてはこの後、細部にわたって事務分掌の確認を早速やろうということにしてございます。

これまでの各課、あるいは部との、それから教育委員会含めた各部、各課とのヒアリングの中で一定のそうしたやりとりをさせていただきましたので、しっかり次の部署にその課題的なものも引き継がれるような形態を整理しておるところでありますので、そういった点も含めてしっかり対応してまいりたいというふうに思っているところです。

○木村清貴 議長 寿松木孝議員。

○8番（寿松木孝議員） そこだと思うんですよ。今部長がおっしゃられていることが、そのまま我々の懸念なんですね。これから残っている何カ月間の中に、鋭意努力しながら、きちんとまず解決してスタートしたい、気持ちはわかるんですよ。お気持ちはわかるんですが、そこに至るまでの間、例えば技術的なことを言うと、例えば我々議会側とのそのすり合わせといいますか、議論する時間、そしてそこから出てきたさまざまなものをこれから委員会に付託されてやっていくんですが、そこで出されたさまざまなクリアする課題、そういうのをまたフィードバックさせながら、スタートするまでに間に合わせなければいけない。

そして、それにあわせて先ほど来言ったんですが、それこそ今まで経験してきて、非常にノウハウを積み重ねて、今その事務職の中では重要なポストにいる方々が大量に退職していく中で、新しい人たちがそれを引き継いで全部やっていく。これって相当難しいだろうなというふうに思うわけですよ。なかなかここは、できるといえばできるかもしれないですけども、相当懸念される事項であります。そういうことが、さまざまな部分で今、質疑という形で出ているんだというふうに私も理解しますし、私もそう思っているんですね。

例えば市民周知を、先ほど来から出ている市民周知をうまくするというのを考えたときに、多分時間的には絶対無理なんですよ。相当うまく周知しても、紙切れ1枚で済ませるのかと言われる懸念は払拭できないと思います。それは必ず時間が必要ですから。だとすれば、クリアするには、例えば地域局にもこの庁舎の下にある総合窓口のような窓口を1つ置いて、そこでその方を仲介することでワンストップです、いろいろなことができるというような仕組みをとるだとか、そういう工夫というのをしていかなければいけないと思うんですよ。そのための時間が足りるのかなという、その思いがあるんですが、そこら辺、これはなかなかこう話ししていてもここですぐ答えが出ることではないんですが、そういう懸念を持ちながら我々がこの議案に向き合っているということを十分理解していただいて、そして委員会の中でも含めまして、そういう丁寧な説明と、それから具体的な対処策というものを出していただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○木村清貴 議長 答弁いいですか。

ほかに質疑ありませんか。7番土田百合子議員。

○7番（土田百合子議員） 15の条例の改正の中に、これまでの横手市教育委員会の管理でありました教育施設を市長に改めることによって、市長はこれから指定管理、いろいろ改革を進められていこうとなされるとおっしゃっていると思いますけれども、どのような改革をしていこうということで、このような改正

されるのか、お伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 議員から今お話ありましたとおり、指定管理もそうでありますし、あるいは委託事業というふうなことも当然ながら考えられるわけではありますが、いずれにしても、それぞれの役割というのは非常に明確になっておる部門だというふうに認識しております。

相手方には、当然ながら市民の方々がおられるわけでございますので、そういったところをしっかりと認識、あるいは確認しながら、よりよい形を推進していきたいというのが狙いとして持っているところであります。

これは教育委員会から市長部局に移ったことによりまして、かかわる団体も含めて大きくさま変わりするというふうな思いもしているところでありますので、そういった点もしっかり市民との協働の中で位置づけながら取り組んでまいりたいと思っておりますし、やはり市民個々の自覚というふうなこともしっかりと引き出していきながら、活力のある組織につなげていきたいというふうに思っている次第であります。

○木村清貴 議長 土田百合子議員。

○7番（土田百合子議員） 今お話しされましたように、市民とのこういう状況をどのようにこれから進められていくのかという過程が、非常に大事になってくるのではないかなというふうに思っております。やっぱり一気にこういう形になっていくと、市民が混乱するのではないかなというふうに思いますけれども、そういったこういう情報をどのように市民に説明をして、かかわっていくのかというところを、具体的なお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 まずは、地域づくり協議会の方々に、それぞれの地域の方々にということがスタートになるかと思いますが、これは何といたしても市民がそれぞれの地域に存在するわけありますので、しっかりとその周知のあり方、それから周知の方法、そういったものについては地域とよく相談しながら、具体的な取り組みの際に考慮してまいりたいというふうに思っている次第であります。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。9番播磨博一議員。

○9番（播磨博一議員） これまでの議論を聞いていろいろ感じたところでございますけれども、私のほうからは農林部、それから商工観光部に関しての再編についてでありますけれども、新しく示された案では、これまでのマーケティング、それから地域価値創造戦略室、これを再編いたしまして、農林部の農業ブランド創造課、それと商工観光部の横手の魅力営業課という形に再編されるということになっておりますけれども、まずお伺いしたいのは、これまで大部分の仕事を担っていたマーケティングの部分が大部分、今度は商工観光部のほうに移動するということになるようではございますけれども、このところのまず基本的な考え方を、なぜこのようになったのかということをお願いします。

○木村清貴 議長 経営企画課長。

○村田清和 総務企画部経営企画課長 マーケティング推進課を再編して、農林部と商工観光部に振り分けたこの再編プランでありますけれども、1つにはマーケティング推進課自体が、そもそも農林部のみに関して業務を行うというようなものではないということ。どちらかといいますと、産業全体に対して横手市をPRしていく、産業全体をもって横手市の販売強化をしていくという側面を持っていたところではありますが、今年度農林部の所管になりまして、軸足を農林部に置くという形で現在業務を展開しております。この考え方からしますと、商工観光部側での販売強化といいますか、そういう部署が見えないのではないかという声もいただきましたので、これは以前にもご説明申し上げましたけれども、2つにかぶる部分は当然ございますが、農林部側でも、また商工観光部側でも横手市をPR及び販売していく、そういう部門が必要だというふうに考えて振り分けたところでございます。

軸としては、農林部側は開発のほうの主になるものかというふうに考えております。商工観光部ではPR及び販売、プロモーション系のほうの主になるというふうな考えで、このように振り分けた次第であります。

○木村清貴 議長 播磨議員。

○9番（播磨博一議員） 市役所の組織の中での考え方としては、今説明あったようなことでもよろしいのかなとも思いますけれども、例えば生産現場の中におきましては、そういうふうに分けて考えられてしまうと非常に困ってしまう部分というのは出てくるんじゃないかというふうにも思います。

農林部関係の、例えば生産に関する部分とか、直接売るとかという中では、農林部の中でもできるし、それから今おっしゃったブランド力とか、シティプロモーション、それからいろいろ観光に関する部分の農業との接点といいますか、そういう部分では商工観光部のほうにもあると。そうなりますと、そのほかに例えば農業の部門においては食育とか、そういった部分も当然この中にいろいろ含まれてくると思うんですけれども、非常に市民の方、あるいは外から来るいろいろなバイヤーの方とかお客さん方には、どちらに行けばいいのかというのが、わかりづらくなるのではないかなというふうに感じるころであります。

前の産業経済部を農林部、それから商工観光部に再編したという中で、こういう事態が起きているのかなとも思うんですが、本来これ1本の課で、どちらかに寄ったほうが動きやすいのではないかなというふうに思います。当然先ほどの説明の中でも、やっぱりこちらの情報が届かないから、わかりにくいから商工観光部のほうに移したとかいうふうな話もありましたけれども、本来からいけば、この両方の担当部署は1つの部署でやるべきでないかなと、私はそういうふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょう。

○木村清貴 議長 経営企画課長。

○村田清和 総務企画部経営企画課長 一本化した上で1つの部署をつくって対応するという考え方ももちろんあるかとは思いますが。

ただ、今回、農林部側と商工観光部側で2つに置いたというところ、これは考え方といいますか、先

ほども申しましたけれども、軸足をどこに置くかというところ、農林部のほうに至りましては、どちらかというブランド開発及び農産物の開発という部分をぜひとも頑張っていたいただきたいというところ。そのみではなく、当然販売というところも絡んできますので、その部分を入れて、ブランド創造というところを持ってきてもらいたいということで、この課を配置しました。

また、商工観光部側は、こちらはどちらかといいますと、商品開発というよりは、既に横手市が持っている魅力なり、さまざまなものを外に発信し及び営業して販売してというところ。こちらは売るという方向で、ぜひとも軸足を置いて頑張っていたいただきたいということで、このように配置しました。

確かに、両方ともクロスするといいますか、どちらなのという部分になるところはあるかとは思いますが、ここは分けてしまった以上はいたし方ないというふうに考えておりますし、また、そのところの連携はきちんととって、市として進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○木村清貴 議長 播磨議員。

○9番（播磨博一議員） 先ほどからの議論の中で、同じような仕事をしている中で、リンクする部分というのがあるということがわかりましたし、やっぱり部が違くと、あるいは課が違くとそこに1つの垣根ができてしまう、皆さんそのところを懸念してのご発言が多かったように思います。

例えば農業、それから商工観光についても、市民が直接このことによって、市民が直接所得として見えてくる部分というのが、今の案の中の2つの課が、大分大きな力を発揮できるのではないかというふうに期待もしております。期待の半分、やっぱりうまく回転するといいい結果になるわけですが、そのところの懸念が、どうも私的にはまだちょっと払拭できないなという思いがあります。

そのところの、うまくリンクしながらやっていけるといいうところの懸念に対して、今後まだちょっと時間がありますけれども、委員会等の議論の中でも進めてもらいたいし、そのところを、垣根をうまく解消できるような、不安を解消できるような形をいま一歩また、ご提案を後でお願いしたいと思います。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時40分といたします。

午後 0時09分 休 憩

---

午後 1時46分 再 開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第142号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第14、議案第142号横手市表彰条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第142号横手市表彰条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、組織機構の再編に伴い、現行条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

横手市表彰条例第5条の選考委員を、組織機構の再編に伴い改正しようとするもので、現行の総務企画部長、財務部長を、総務部長、総合政策部長、まちづくり推進部長に改める内容となっております。

なお、附則では、施行期日を平成27年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第143号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第15、議案第143号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第143号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、本年の人事院勧告及び秋田県人事委員会の勧告に鑑み、横手市職員の給与、昇級の基準、期末勤勉手当の支給割合等を改定するため、現行条例の一部を改正いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

具体的な改正内容についてご説明いたしますので、次のページをお開きいただきたいと思います。

条例中第4条は、昇級の基準等を定めている条項でございますが、50歳代後半における職員の給与水準の上昇を抑制するという勧告に準拠し、55歳を超える職員については、標準の勤務成績では昇級しないとする内容に改定しようとするものでございます。

第7条の4第2項第2号についてでございますが、自動車等を使用する職員の通勤手当の上限を3万3,200円から3万4,800円に改めようとするものでございます。

次に、第13条では、時間外手当の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、労働基準法上の取り扱いに改めようとする内容でございます。

さらに、第15条及び第16条でございますが、期末勤勉手当それぞれの支給月数を定めており、年間の総支給月数3.95カ月に変更はございませんが、期末勤勉手当の支給割合を記載のとおり、県人事委員会勧告に合わせて改定しようとするものでございます。

次に第19条でございますが、給与から控除できる掛金等について定めておるところでございますが、財団法人秋田県市町村職員互助会に関する第2号を削除するものでございます。

附則では、施行期日を平成27年4月1日と定めるとともに、職員の期末勤勉手当の支給割合の改定に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものでございますが、条文中の読みかえ規定を改めるもので、議員並びに常勤の特別職等の期末手当の支給額に影響するものではありません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第144号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第16、議案第144号横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小川良平 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第144号横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

23ページをお開きください。

提案理由であります。産科医療補償制度の見直しに伴い、出産育児一時金の額を変更するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、24ページをお開きください。

改正の内容であります。横手市国民健康保険条例の第6条中、39万円を40万4,000円に改め、「上限として」の次に「規則で定める額を」を加えようとするものであります。今回の改正は、国の社会保障審議会保険部会の諮問に基づき、国の健康保険法施行令の一部改正が予定され、出産育児一時金と加算額の見直しが見られることによるものであります。

なお、附則では、施行期日を平成27年1月1日からとし、改正前の子育て一時金についての経過措

置を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第145号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第17、議案第145号横手市森林総合研究所旧農用地整備公団事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第145号横手市森林総合研究所旧農用地整備公団事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の25ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する本市の条例を改正しようとするものでございます。主な内容でございますが、文中にあります「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改めるものが主な内容となっております。

次の26ページでございますが、関係する条例として、第1条でございます横手市森林総合研究所旧農用地整備公団事業負担金等徴収条例、そして、第2条横手市風致地区内における建築物の規制に関する条例、第3条横手市西成瀬財産区分収造林分収金の分与に関する条例の3つの条例でございます。

なお、附則では、施行期日を平成27年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第146号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第18、議案第146号横手市公有林野等分収造林条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました議案第146号横手市公有林野等分収造林条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書の28ページをお願いいたします。

提案理由であります。分収交付金の割合を変更するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

改正の内容であります。29ページをお願いいたします。

下段のほうになりますが、第8条第1号の次に、「公益財団法人秋田県林業公社からの分収交付金は、市3分の1、旧慣使用地使用权者又は元地上権設定者3分の2の割合で分収交付する。」という1号を加えようとするものであります。

また、表記の統一を図るため、第7条、第8条の「何%」という表記を、それぞれ「何分の何」という表記に改めるものであります。

なお、施行日は平成27年4月1日としております。

改正するに当たっての背景であります。秋田県林業公社では、公益機能を確保した森林整備と、持続可能な森林経営の実施を基本理念とした長期経営計画の具体的な取り組みの一環として、分収割合の変更や契約期間の延長などにより、収支の改善活動を実施しております。

市と締結しております分収造林委託契約につきましても、全県的に進めている内容と同様に、分収割合を現行の市4対公社6を、市3対公社7に変更してもらいたいと公社から要請がきております。

本市では、本条例に基づいて地元自治会への分収交付金を交付することになっておまして、公社からの要請を受け入れても、地元自治会等の受け取る交付金が変わらないように、本条例を一部改正することで対応しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第147号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第19、議案第147号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。商工観光部長。

○浮嶋伸 商工観光部長 ただいま議題となりました議案第147号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてをご説明申し上げます。

議案書の30ページをお開き願います。

本案は、市が運営している温泉施設の施設経営費に不足が見込まれるため、一般会計からの繰り入れの額を1億7,995万6,000円以内から、177万2,000円を引き上げまして、1億8,172万8,000円以内に変更

するものでありまして、地方財政法第6条の規定により、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、この後の横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）で説明をさせていただきますと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第148号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第20、議案第148号平成26年度横手市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○小丹茂樹 財務部長 ただいま議題となりました議案第148号平成26年度横手市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,220万円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を565億3,597万円に定めようとするものであります。

次に、第2条繰越明許費の補正ですが、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費のとおり、埋立終了最終処分場経費について、翌年度に繰り越しして使用することができるよう経費を定めようとするものであります。これは西部環境保全センター内にあります埋め立て施設の浸出水処理について、今後大森浄化センターで処理する準備を進めているところですが、県との協議などに一定の日数を要しているため、繰り越しをお願いするものであります。

次に、第3条債務負担行為の補正ですが、同じく5ページの下段をごらんください。

第3表債務負担行為補正のとおり、わかりやすい予算書印刷業務など4件を追加するものであります。

次に、第4条地方債の補正ですが、6ページから7ページをごらんください。

第4表地方債補正のとおり、コミュニティFM中継局整備事業など2件を追加し、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業など5件を変更し、特別養護老人ホーム施設整備改修事業は、起債を国庫補助金へ財源振替するために廃止するものであります。

今回の補正では、歳出全般にわたり、人件費並びに光熱水費の決算見込みによる補正を計上しております。

それでは、歳出の主なものについて説明いたしますので、15ページをお願いいたします。

15ページ、2款1項7目企画費でコミュニティFM中継局整備事業として2,999万7,000円を計上しております。これはコミュニティFMの市内難視聴地区である横手金沢地区及び十文字植田、睦合地区に中継局を整備し、その解消を図る事業であります。

17ページをお願いいたします。

中段の3款1項2目障がい者自立支援給付費で、障がい者自立支援給付費經常分として1,795万7,000円を計上しております。これは平成25年度の国庫負担金の確定に伴う償還金などの補正であります。

次に、18ページをお願いいたします。

中段にあります、同じく2項6目児童福祉施設整備費で、学童保育施設整備事業として440万円を計上しております。これは平成27年度における放課後児童クラブの参加児童数の増加見込みに伴う施設備品購入費の補正であります。

同じく3項1目生活保護総務費で1億1,388万3,000円を計上しております。これは平成25年度の国庫負担金及び補助金の確定に伴う償還金の補正であります。

次に、21ページをお願いいたします。

21ページ、上段の6款1項3目農業振興費で、農業政策費9,449万円を減額しております。これは経営体育成支援事業で、国の方針変更により事業採択がなされなかったことによる事業費の減額などあります。

同じく農業振興費として7,054万9,000円を計上しております。これは農地集積面積の増加並びに法人化など、組織数の増加による担い手への農地集積推進事業6,887万6,000円などの増額補正であります。

同じく高収益作物転換支援事業として950万円を計上しております。これは平成26年産米の米価下落を受け、平成27年度に水稻から高収益作物への作付転換を行う農家に対しまして、その導入支援を図る補助金の補正であります。

下段の同じく2項2目林業振興費で、平成22年度木質バイオマス施設整備事業費補助金返還金として1,491万円を計上しております。これは平成22年度に本整備事業で導入したペレット製造機などについて、貸し付けした団体の経営破綻などに伴う国庫補助金の返還金の補正であります。

次に、少し飛びまして28ページをお願いいたします。

28ページ下段の12款1項1目元金で、公債償還元金として1,400万円を計上しております。これは平成25年度に地域総合整備資金による貸し付けを行った事業者から、当初想定していた据え置きをやめ、据え置きなしの償還の申し出があったことに伴う償還元金の補正であります。

同じく2目利子で、公債償還利子6,602万8,000円を減額しております。これは借り入れ実績や借り入れ利率の見直しなどに伴う減額であります。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして10ページをお願いいたします。

歳入のうち14款国庫支出金では2億3,644万円を計上しております。これはがんばる地域交付金などの分であります。

次に、21款市債では2億270万円を減額しております。これは過疎債等のがんばる地域交付金への財源振替による減額であります。

18款繰入金では、財政調整基金から1億3,212万4,000円と、後期高齢者特会繰入金8万6,000円などを繰り入れすることによりまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【発言する者なし】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は一般会計予算特別委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第149号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第21、議案第149号平成26年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小川良平 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第149号平成26年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,079万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を122億8,173万1,000円に改めようとするものであります。

初めに、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費1,079万9,000円の減額は、人件費の決算見込みによる減額分でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、同じく上段をごらんください。

9款1項1目一般会計繰入金1,079万9,000円の減額は、歳出と同様に人件費の減額に伴うものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第150号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第22、議案第150号平成26年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小川良平 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第150号平成26年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,414万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億2,595万8,000円に改めようとするものであります。

初めに、歳出からご説明いたしますので、6ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金2,422万8,000円を減額しております。これは4月の保険料本算定によります歳入の減額分及び出納閉鎖期間における過年度納付額の増額分を差し引きいたしまして、計上したものであります。

次に、3款2項1目一般会計繰出金8万6,000円を増額しております。これは、前年度の事務費を精算し、一般会計に繰り出すものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、5ページにお戻りください。

1款1項1目特別徴収保険料で1,585万3,000円、同じく2目普通徴収保険料で1,045万2,000円を減額しております。これは、4月の保険料本算定によるものであります。

次に、4款1項1目繰越金に216万3,000円を増額しております。これは出納閉鎖期間における過年度分の保険料及び延滞金収入と、一般会計に繰り出しする前年度の事務費精算分となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第151号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第23、議案第151号平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第151号平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万6,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ111億4,004万9,000円に改めようとするものであります。

今回の補正でありますけれども、介護予防事業において、生活機能の低下が見られる方々を対象とし

た2次予防事業の柱となっている通所型介護予防事業の増設に要する増額が主な内容であります。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、9ページをごらん願います。

1款1項総務管理費、それから中段の1款3項介護認定審査費、それから10ページ下段の4款2項包括的支援事業・任意事業の補正は、人件費の補正、それから事業実績に基づいた補正であります。

次に、10ページをごらん願います。

中段の4款1項介護予防事業費100万2,000円の増額は、冒頭にも申し上げましたけれども、介護予防事業における2次予防事業の柱となっております通所型介護予防事業の対象者の増加に対応するため、予防教室の増設に要する委託料を計上したものであります。

次に、歳入をご説明いたしますので、7ページをごらん願います。

3款国庫支出金25万円と4款支払基金交付金29万1,000円、それから5款県支出金12万5,000円の増額は、通所型介護予防事業の増設に伴う交付金の調整であります。

下段8款1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金12万5,000円は、通所型介護予防事業の増設にかかわる市の法定負担分ですけれども、次のページの8ページ上段、その他一般会計繰入金と調整し、補正額はゼロとなっております。

前後いたしますが、歳出の9ページ、下段をごらんください。

3款1項基金積立金21万1,000円の減額により、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第152号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第24、議案第152号平成26年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第152号平成26年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ577万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を3,287万1,000円に改めようとするものであります。この特別会計は要支援認定の方々を対象にした介護予防支援に係る事業会計であります。このたびの補正は、要支援認定者の増加に伴う介護予防支援計画作成に対応するための補正であります。

5ページをごらん願います。

初めに、下段の歳出からご説明いたします。

1款1項介護予防支援事業費ですけれども、要支援認定者の増加に伴う介護予防支援計画作成に対応するための非常勤ケアマネジャー1名増員分の報酬47万2,000円、また、介護予防支援計画作成の居宅介護支援事業所などへの委託料として529万9,000円、合計577万1,000円の補正を計上しております。

次に、上段の歳入ですが、1款1項介護予防支援サービス収入に、計画作成に対するサービス収入として577万1,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第153号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第25、議案第153号平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第153号平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億9,326万8,000円に改めようとするものであります。

このたびの補正は、ユーホップハウスの主要な作業となっております、スノーポールの受注に対応するための補正であります。

5ページをごらん願います。

下段の歳出ですが、3款1項授産費においてスノーポール作成に要する需用費、利用者に対する工賃などの役務費及び竹の購入に要する原材料費などを合わせて80万円を計上しております。

次に、上段の歳入ですが、物品売払収入に80万円を計上して収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第154号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第26、議案第154号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。商工観光部長。

○浮嶋伸 商工観光部長 ただいま議題となりました議案第154号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条では歳入歳出に290万3,000円を追加いたしまして、それぞれの総額を6億9,780万3,000円に改めようとするものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

1款1項施設経営費1目雄川荘経営費でございます。50万円の増額としておりますが、これは備品、照明器具等の小破修繕に要する費用でございます。

次に、4目えがおの丘経営費でございますが、177万2,000円の増額でございます。これは光熱水費の増額分として107万7,000円、それから製氷機が故障いたしまして、更新のための機械器具費用として69万5,000万円を計上してございます。

次に、5目農業者休養施設大森健康温泉に係る経費63万1,000円の増額でございますが、内訳は燃料費として19万7,000円、光熱水費の増額として43万4,000円でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

先ほどもご説明申し上げたところでございますが、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして177万2,000円の増額でございます。これについては、えがおの丘の経費に充当するものでございます。

4款繰越金でございます。1目繰越金113万1,000円の増額でございますが、これは雄川荘及び農業者休養施設で対応する分の充当分でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第155号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第27、議案第155号平成26年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○高橋実 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第155号平成26年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の第1ページをお開き願いたいと思います。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ282万5,000円を減額いたしまして、総額を4億3,412万5,000万円に改めようとするものであります。

最初に、歳出についてご説明を申し上げますので、5ページの下段をお開き願いたいと思います。

1款1項1目一般管理費では38万9,000円を追加しております。これは執行見込みに伴う職員人件費の増額によるものであります。

続いて、2款1項1目集落排水施設の事業費では、321万4,000円を減額しております。こちらも執行見込みに伴う職員人件費の減額によるものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、同じページの上段をごらん願いたいと思います。

5款1項1目繰入金から282万5,000円を減額して、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第156号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第28、議案第156号平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第156号平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第2条は収益的支出の予定額を補正するものでございます。

第1款市立横手病院では1億1,111万円を減額し、第2款市立大森病院では9,500万円を増額しております。その内容でございますが、6ページの補正予算（第4号）実施計画をごらんください。

第1款市立横手病院におきましては、第1項医業費用の補正額はゼロとなっておりますが、これは医業費用の組み替えを行おうとするものでございます。

1目給与費で6,740万円を減額しております。これは育児休業者や年度途中の退職により、給料、手当を6,580万円減額し、法定福利費については来年度の支払いに充てるための引当金繰入額を9,880万円減額する一方、決算見込みにより法定福利費を9,320万円増額していることなどによるものでございま

す。

2 目材料費では、決算見込みにより薬品費用4,500万円、診療材料費を1,500万円増額しております。

3 目経費では、職員被服費と修繕料に740万円を増額しております。

第3項特別損失では1億1,111万円を減額しておりますが、これは公営企業会計制度改正に伴う引当金繰入額の確定により減額するものでございます。

第2款市立大森病院では、第1項医業費用に9,500万円を増額しております。これは決算見込みにより、1目給与費において、事業所健診等の増加による応援医師等の賃金などで1,200万円、2目材料費において、感染症対策等のための薬品費及び診療材料費などに7,500万円、3目経費において、単価引き上げに伴う光熱水費、重油等の燃料費に800万円を増額するものでございます。

1 ページにお戻りください。

第3条は資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

2 ページをお開きください。

第2款市立大森病院資本的収入は、医療機器整備に係る企業債880万円を増額するものです。資本的支出では、医療機器整備として遠隔画像診断のサーバー一式等医療機器4点、887万4,000円を整備しようとするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億667万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第4条は、起債の限度額を改めるもので、市立大森病院において医療機器整備事業の限度額を変更しております。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を市立横手病院は31億886万8,000円に、市立大森病院は16億962万7,000円に改めるものでございます。

第6条は、棚卸資産の購入限度額を17億9,366万円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第157号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第29、議案第157号平成26年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○高橋実 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第157号平成26年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正でございますけれども、普通交付税の確定ですとか、平成25年度分の国庫の補助金、あるいは企業債の確定並びに人件費の執行見込み等に伴う内容が主なものとなっております。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条は収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第1款水道事業収益では、総額に2,132万7,000円を追加いたしまして、収入総額を20億5,742万7,000円に改めようとするものでございます。

第2項営業外収益では、2,132万7,000円を追加しております。これは普通交付税の確定に伴い、一般会計からの補助金41万9,000円を減額する一方で、今年度からの、地方公営企業法でございますけれども、会計制度の見直しによりまして、国庫補助金等を長期前受金として収益することになり、その平成25年度分の額が確定いたしましたことから、2,174万6,000円を増額するものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用では、総額から912万1,000円を減額いたしまして、支出総額を21億8,227万9,000円に改めようとするものであります。

第1項営業費用で、12万1,000円を減額しております。これは執行見込みに伴う職員人件費255万8,000円を減額する一方で、減価償却費の確定によりまして243万7,000円を増額するものでありまして、その差し引き額を計上してございます。

第2項営業外費用では900万円を減額しております。これは平成25年度事業の企業債の借入額及び借入利率が確定したことにより、償還額、償還利息を減額するものでございます。

次に、次のページをごらんいただきたいと思います。

第3条は資本的収入の予定額の補正であります。収入の第1款資本的収入では総額に453万7,000円を追加いたしまして、収入総額を7億7,753万7,000円に改めようとするものであります。

第2項出資金で453万7,000円を追加しておりますが、これは普通交付税の確定によりまして一般会計からの出資金を増額するものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額8億4,706万3,000円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金を7億5,221万2,000円に改めまして不足額を補填するものであります。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありますところの職員給与費の変更でありますけれども、255万8,000円を減額いたしまして、総額を2億4,287万4,000円に改めようとするものであります。

第5条は他会計からの補助金であります。一般会計からの補助金を41万9,000円減額いたしまして、5,581万4,000円に改めようとするものであります。

なお、詳細につきましては、3ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございます。説明を省略させていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第158号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第30、議案第158号平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○高橋実 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第158号平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条は収益的支出の予定額の補正でございます。支出の第1款下水道事業費用では、総額から300万円を減額いたしまして、支出総額を17億9,867万円に改めようとするものでございます。

第2項営業外費用で300万円を減額しておりますが、これは平成25年度の企業債の借入額及び借入利率の確定による支払利息の減額によるものであります。

なお、詳細につきましては3ページ以降の補正予算書に関する説明書に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◎休会について

○木村清貴 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明11月26日から11月30日までの5日間は休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明11月26日から11月30日までの5日間は休会することに決定いたしました。

12月1日は午前10時から本会議を開きます。

---

◎散会の宣告

○木村清貴 議長 本日はこれで散会いたします。  
ご苦労さまでした。

午後 2時37分 散 会